

令和6年12月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和6年12月20日（金） 開会 17時30分
閉会 18時31分

場 所 教育委員会室

出 席 者 教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 山本 隆正
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 田中 淳子（議事録署名委員）

事務局職員 教育部長 矢野 義知
教育部次長 稲尾 隆
学校教育課長 宮川 久寿
社会教育課長 姫野 淳子
教育政策課参事 時松 哲也
学校教育課参事 藤内 護
学校教育課参事兼教育相談センター所長
吉武 功二
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）
種村 由加
社会教育課参事兼図書館長 西澤 和江
教育政策課教育政策係長 加藤 雄海
教育政策課指導主事 佐藤 元昭

傍 聴 人 0名

議 事 日 程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市教育行政アクションプラン（令和7年度・8年度）について
【議第45号】
第3 別府市知見活用委員会委員の委嘱について【議第46号】
第4 別府市立図書館情報システム更新業務プロポーザル審査委員会委員
の委嘱について【議第47号】
第5 令和6年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について【議第48号】

報 告 事 項 (1) 教育長による事務の臨時代理について【報告第13号】
(2) 令和6年第4回市議会定例会について【報告第14号】

そ の 他 1月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

福島委員 ただいまより令和6年12月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

福島委員 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は田中委員にお願いいたします。

◎ 別府市教育行政アクションプラン（令和7年度・8年度）について

福島委員 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第45号 別府市教育行政アクションプラン（令和7年度・8年度）について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課参事 それでは、議案の1ページをご覧ください。議第45号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

別冊資料をご覧ください。別府市では令和7年3月に「第3期別府市教育大綱」の策定を予定しております。本大綱につきましては、令和5年度から総合教育会議において、教育委員の皆様にご審議を重ねていただき、まとめたものでございます。これを受け、別府市教育委員会では「第3期別府市教育大綱」を具現化するための別府市教育行政アクションプラン（令和7年度・8年度分）を策定し、大綱の理念等踏まえた教育行政を推進してまいります。本プランは、令和7年度および令和8年度に取り組むべき施策等を示し、本市教育の一層の推進を図ることを目指したものとなります。

別冊資料の1ページ、2ページをご覧ください。アクションプランは、教育大綱からの流れを大切にし、2ページにありますように9つの「学びの姿」を具体的に表現した「事業」があり、そこから「具体的な取組」へつながるようになっております。3ページ以降には、事業ごとに成果指標として達成した姿を数値で示し、その達成した姿へ向かう具体的取組をその下に示す構造となっております。

本日は各課からいくつか具体的に事業を取り上げご説明申し上げます。
では、はじめに教育政策課からご説明いたします。

教育部次長 それでは、20ページをご覧ください。基本方針3「幸せや豊かさや満足感を感じる地域社会の実現のために」、学びの姿9ということですが、事業としましては、「新図書館・共創交流拠点こもれびパークの整備と活用・運営」ということとなります。令和7年度末に新しい施設がオープンしますので、

令和7年度・8年度は新旧が過渡期と申し上げますか、ちょうど現図書館から新図書館に継ぐ時期で、なかなか目標の設定が難しかったのですが、事業目的としては、図書館とこもれびパークを使って、ひとりひとりが幸せを実感できる居場所として複合施設の相乗効果を生み出す一体的な管理運営を行います。そのことによって、夢や目標の実現と地域課題の解決に役立つサービスや機能を提供し、人々の多様な創造的活動と交流の場を創り出します。具体的な取組といたしましては、①図書・資料の収集・活用、読書案内や調査研究の援助、②といたしまして、こもれびパークのアクティブコモンズ、多目的ホール、スタジオでの事業の開催等、そして③としては、今回分館として設置する地域郷土資料館の資料収集・活用および資料のデジタル化推進ということになります。成果指標といたしましては、これまでと同様に、市民1人あたりの貸出冊数です。現状値を申し上げますと、令和6年度は年度途中なので令和5年度の現状値としては、1人あたりの貸出冊数が2.29冊です。それを7年度の目標値としては3冊、そして8年度は4.5冊としております。また、図書館の登録者数につきましては、これも令和5年度の現状値といたしましては約3万3千人となっています。これを7年度には3万8千人、8年度には5万人という目標を掲げております。以上です。

学校教育課長 続きまして学校教育課関係部分をご説明いたします。時間の関係上、2点に絞りご説明させていただきます。

資料の4ページをお開きください。基本方針1「自分の可能性を信じ、自分らしく学び続けるために」、学びの姿1「子どもを主語にした『生きる力』を育む学び」ということで、事業名は「個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実した『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」ということとございます。目的は、児童生徒が資質・能力の3つの柱をバランスよく身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、学校の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を支援する、というふうに設定しております。成果指標および取組についてですが、別府市学力調査において、各教科の「基礎」「活用」の小学校24項目、中学校20項目において母体平均正答率を上回った項目数の割合を、令和7年度・8年度ともに100%としております。また、授業での課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んだと回答した児童生徒の割合を、令和7年度では80%、令和8年度では90%と設定しております。最後に、友達との話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができたと回答した児童生徒の割合を、令和7年度では80%、令和8年度では90%と設定しております。具体的な取組については3つございます。まず1つ目は、指導主事による年間1回以上の市内小中学校への授業研究会参加と「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導助言。2つ目に「教育実践研究事業」の実施。そして3つ目に授業改善のリーダー育成に向けた「イノベータ人材育成研修」の実施を取り組んでまいります。

次に資料11ページをご覧ください。基本方針2「誰一人取り残さない公平な社会の実現に向けた学びのために」、学びの姿4「教育ニーズの多様性に応じた学び」ということで、事業を「『学校に行きづらさを感じている』児童生徒への支援」としてしております。目的は、「学校に行きづらさを感じる」

児童生徒、これは一般的に不登校と言われるお子さんと、不登校傾向のお子さんを含めてのことを表しているのですが、「学校に行きづらさを感じる」児童生徒が、学校復帰だけでなく、それぞれが将来を見据え、自分の進路を主体的に捉え、社会的に自立することができるように、児童生徒それぞれに応じた居場所づくりを推進する、というふうにしております。その成果指標でございますが、学校内外の専門的な支援を受けている「学校に行きづらさを感じる」児童生徒の割合を、令和7年度は90%、令和8年度は100%と設定しております。具体的な取組は3つございます。まず1つ目に、「学校に行きづらさを感じる」児童生徒の居場所づくりのため、「登校支援ルーム」「ふれあいルーム」「メタバースふれあいルーム」「家庭訪問型アウトリーチ支援」「フリースクール補助金」等により支援を行うこと。2つ目に、各会議において、各校の教育相談コーディネーター等へ、関係機関、相談機関との連携の在り方を周知すること。3つ目に「学校に行きづらさを感じる」児童生徒とその保護者に向けた、『不安や困りごとはありませんか』というリーフレットを全保護者へ配布し、相談窓口等の周知を行うこと。以上の取組を行ってまいりたいと考えております。学校教育課からは以上でございます。

学校教育課参事
兼共生社会実現・部落
差別解消推進課参事

13 ページをご覧ください。基本方針2「誰一人取り残さない公平な社会の実現に向けた学びのために」、学びの姿5「他者を理解し尊重する社会の実現に向けた学び」ということです。事業目的ですが、(2)学校教育における人権教育の推進ということで、教職員一人ひとりが、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に関する理解を深め、園児児童生徒の発達段階に応じた部落問題学習を実施できるよう支援します、というふうにしております。具体的取組の①部落問題学習授業研究会に向けての指導案作成に伴う指導・助言、②各校に対する人権研修、人権教育主任研修、校長・所長研修、別府市新採用・転入教職員研修の実施ということで、成果指標としましては、園児児童生徒の発達段階に応じた部落問題学習を実施できていると回答する教員の割合が、7年度8年度ともに100%としております。その下です。「学校の授業で人権(差別問題)について学習した」と回答する児童生徒の割合も、7年度8年度ともに100%と設定しております。共生社会実現・部落差別解消推進課は以上です。

社会教育課長

それでは社会教育課関係部分についてご説明いたします。17 ページをお願いいたします。基本方針3「幸せや豊かさや満足感を感じる地域社会の実現のために」、学びの姿7「持続的な地域コミュニティ形成のための学び」、事業名が「地域教育力の活性化」となっております。本事業は、「育て別府っ子! 地域の力で」を合言葉に、地域の大人が子どもたちと関わりを持つことによって交流を深め、地域のコミュニティを活性化し、地域みんなで子どもを育てる地域社会の形成を図ることを目的としております。成果目標といたしましては、ボランティアの登録数としております。現在の登録者数は300人程度でございますので、毎年80人の増を目指して7年度、8年度の目標を設定いたしました。具体的な取組は5つあります。1つ目は、地域学校協働活動推進員の委嘱を将来的には全小中学校に広げ、地域と学校をつなぐ役割を担っていただき、地域全体で子どもを育む体制づくりに取り組めます。2つ目は、これまで公民館ごとで管理していたボラン

ティアの登録システムを見直し、市内全域で共有できるよう一元化を進めます。3つ目は、子どもたちの補充学習の機会「放課後トライ」の提供、4つ目に、子どもの放課後や休日・長期休業中の安心・安全な居場所づくりと様々な生活体験・自然体験活動、交流活動の機会の提供により、子どもの健全育成と地域の教育力を高めることを目的に事業に取り組みます。5つ目は、家庭教育に関する学習機会の提供や保護者への相談対応、情報提供等を行う家庭教育支援のネットワーク「ベっぷ子育てLabo」を組織する取組としております。今後本事業をより推進していくために、多世代多様な新規ボランティアの獲得に努める必要があると思っています。来年度から地区公民館の地域教育力活性化事業の担当者として、専門のコーディネーターを配置し、地域学校協働活動推進員との連携によって地域人材の発掘、地域・公民館・学校との連携強化が図れるように取り組んでいきたいと思っています。以上です。

教育政策課参事 今各課からかいつまんでご説明申し上げました。第3期教育大綱の期間は4年間となっておりますけれども、アクションプランにつきましては実施しながら適宜見直し等が必要になるかというふうに想定しておりますので、半期2か年の策定としております。説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

福島委員 ただいま各課より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 4ページの具体的な取組の中に、「イノベータ人材育成研修」というのがありますが、初めて聞いたので少し説明していただけますか。

学校教育課長 ご質問のありました「イノベータ人材育成研修」ですが、今ICTを教育の中に取り入れていくという流れがあり、その中にAIもあると思うのですが、具体的にはタブレットの中のアプリを上手く使い、児童生徒へ効果的な指導や支援ができないかということを探っていく授業改革者、イノベータを育成するというふうに位置付けております。今、AIアプリやAIドリルを使いながらやっている学校もありますけれども、それをひとつ進めた形で、タブレットのアプリを効果的に指導に生かせないかということの研究する、そういった先生方を育てたいという意味でこの研修を設定しております。

山本委員 11ページの「学校に行きづらさを感じている」児童生徒の支援についてですけれども、まずこの「学校に行きづらさを感じている」児童生徒というのはどういうふうに定義付けるというか、どういうふうに抽出しているのかということと、この成果指標で挙がっている「学校内外の専門的な支援が受けられている」という割合は、当事者というか家族に聞いていくのか、それとも学校サイドで出していくのか、どういうふうに成果指標を出していくのかを教えてください。

学校教育課長 「学校に行きづらさを感じる」児童生徒の定義といいますか、こういった場合が該当するのかということにつきましては、まずひとつは、年間30日

以上欠席した児童生徒のうち、経済的理由だとか病気だとか、そういう理由ではなく欠席した児童生徒がいわゆる不登校という形になっていくわけですが、まずはその不登校の児童生徒を対象にしております。それだけではなく、「学校に行きづらさを感じる」児童生徒ということで、友達とのトラブルなど様々な要因によって、少し学校から気持ちや体が離れてしまっている不登校傾向の児童生徒も含めて「学校に行きづらさを感じる」児童生徒というふうに我々は捉えております。この辺りは、この子は何かハードル、障壁があって学校に行けないものなのか、はたまた病気で休んでいるのかということ、学校の中で協議をしていきますので、その中でちょっとでも学校に行きづらさを感じているなという児童生徒に認定をした場合には、こちらに入ってくるということになっています。それから、学校内外の専門的な支援が受けられているという情報はどのようにして捉えるのかということにつきましては、これは学校のほうが児童生徒または保護者と面談をする中で、例えば外部機関、医療機関等につながっているということについては、家庭からの情報になると思いますけれども、それ以外に学校のほうが主体的につないだ児童生徒、例えば教育相談センターの教育相談員につなぐとか、あるいはふれあいルームのほうにつなぐとか、そういったことで学校のほうが把握しているものの割合が90%というふうに目標設定しております。

山本委員 そういう児童生徒を見立てるのは、基本的には学校側が見立てていって、それが、実際どのくらい支援が受けられているかも調査をしながら学校側が判断していると。これは決して本人や家族にアンケートをとるとかそういうわけではない、ということですね。

学校教育課長 面談の中で、今どこかご相談しているところがありますかとかそういった聞き取りの中でそういった話になることはありますけれども、全体的に調査をしてとか、そういったことは一切しておりません。

新谷委員 関連して今のページですが、具体的取組の中に、「登校支援ルーム」「ふれあいルーム」「メタバースふれあいルーム」「家庭訪問型アウトリーチ」「フリースクール補助金」と出ているんですね。これはずっとやってきていることと、フリースクール補助金などは新しいことかと思うのですが、アウトリーチは今どのくらいできていて、どのくらい効果があるのかを教えてくださいたいです。

学校教育課長 令和6年度現在は、6人の児童生徒にアウトリーチ支援を行っていると聞いております。ただこれも、すぐに効果が出るというものではありませんし、とにかく関わり続けながら本人のソーシャルスキル、人と関わる力、これを徐々に上げていくものです。したがって成果が全くないという児童生徒はいませんが、その出方に個人差はあります。徐々にではありますが、少し外出するようになったとか、関わる支援員さん、具体的には学生を心待ちにするとか、そういった効果が出ているという話を聞いております。

新谷委員 分かりました。個人的には、私の学校の生徒もこのアウトリーチを受けていて、大学生と話をすることで、そのあと高校に行くという話になって、

すごくよかったなと思っているので、細々でもいいんですけど、いくつか考えられる限りのいろんな手立てがあるといいなと思っております。

田中委員 今の不登校のところなんですけど、親の会というのを全県的にやっていますが、別府市は大きな親の会があまりないと聞いたことがあります。何か情報をつかんでいる親の会はありますか。

学校教育課長 現在別府市では、ご指摘のとおり親の会を実施しているものはございません。ただ、情報としましては、参加人数等の具体的な数は分かりませんが、民間の方がそういった会を主催しているということは聞いております。

田中委員 中学生ぐらいはなかなか本人支援というのが難しくて。今はソーシャルワーカーなどが別に家庭訪問に入るようになって、ずいぶん進歩したなと思います。

これとは別に質問がいくつかありまして、2点目ですが、目標値が90%、66%、100%といろいろありますが、各課の中で目標値は100%にしようとか大体このくらいだと数値設定があるのですか。目標だから100%を目標とすべきなのか、読書などはちょっと無理だから66%とか、その辺の各課の話し合いというのはどうされているのかなと思いますがいかがですか。

教育政策課参事 この点につきましては、先程図書館の分で現状値との比較ということもありましたけれども、各課についての現状というものもございますので、実現可能性といったところを見まして、もちろん100%を目指すということは長期目標として持っておりますが、そこは各課の実情ということと、投入できる資源等もありますので、その辺りを総合的に勘案しての目標値となっております。

田中委員 100%にするための目標なのか、現状を加味してというところなのか。私も目標を立てるときはかなり悩んで、あまり簡単だとすぐクリアするし、じゃあ課題を解決するための目標にすると、やっぱり達成値が難しかったり、研修会の満足度を100%にしたら、今みたいに先生方の実力差があるのに、どうやってどこを焦点化して研修が100%になるのかとか、いろんな気持ちが出るので、その辺のところを、目標設定の前にちょっとみんなで話し合うことも必要なのかなと思いました。

次に3点目です。ずいぶん前に新聞を読んでいたら、学力がすごく高いスウェーデンなどで、ICTを離れて紙に書くという方向に転換されてきているというのを見たときに、このアクションプランは去年からいろんな先生方がご苦労されて作り上げて、何年にもわたって変わっていくんですけど、この辺のICTに頼る教育の転換について、各課で課題になったことがあるのかどうか、そこを教えてください。やっぱり書くということが大事、読み書きというか、その辺の情報が知りたいです。

学校教育課長 今、田中委員がおっしゃった外国の動きというのは確かに情報としては入ってきていて、今は先進国がICTの次のステージに入っていく、アナロ

グ的なものになっていくという情報はあります。ただ、我々も今、タブレットの活用も含めて、ICTが教育にどのような成果をもたらすのかというところはまだまだ検証中でもありますし、まだまだ取組そのものも先進的なところまではいっていないというところもあります。そういうったことを踏まえて、もう少しICTの活用というものについては研究をしながら検証をしていく必要があるのではないかと捉えております。ですから、今のところは現状、先程イノベータ研修のお話もさせていただきましたが、そういったイノベータがこれからアプリを使ってどのような教育を展開していくか、そういうことを見届けながら検証をしていく必要があるかなというふうに捉えております。

田中委員 書字障がい、ディスレクシアとか読み書きにいろんな障がいがある子どもに iPad とかをを使うというのが合理的配慮として入試のときなどにずいぶん前からうたわれているのですが、今高等学校の生徒で、やはり黒板を写真に写す子に限って点数が取れないということを高等学校の先生が嘆いていて、その辺もICTにしておけば何か最先端になっているという感じもあるかもしれませんが、小中だけでなく、高等学校のそんな子どもたちも含めて、広い視野でこのICTというのを考えていただけたらいいなと。最近私もふと漢字が出なくなったりするので意見です。

新谷委員 質問ですが、17 ページの社会教育課のところですが、地域力活性化は、今の学校や子どもたちのために、ものすごく力になっているなと思うんですね。コミュニティ・スクールを始めた頃からずいぶん地域の方などが学校や子どもたちに関わってくださるようになって、今までできなかったことができるようになったなととても感じているので、これは今から大事なかなと思うのですが、⑤の「べっぴ子育てLabo」の組織について、もう少し詳しく教えていただけますか。

社会教育課長 各公民館ごとに中学校区で保護者たちが集って、自分たちの課題を出し合い、自分たちの悩みを解決していくという取組をしています。現在は4つの組織があり、中部、北部、朝日大平山、中央、中央では南部の保護者も一緒に活動しています。

新谷委員 その保護者の組織が子育てLaboなんですね。

社会教育課長 はい。その中で課題を見つけ、こういったことを学びたいということで、自分たちで講師を見つけ、学びの場を設けるなどの活動に組んでいます。

新谷委員 それは保護者が自分たちで課題を見つけ、それを子どもたちに返していくということか、保護者の困りを解決するということか、どういう形になりますか。

社会教育課長 保護者が学んだことで、その保護者の方たちがボランティアとして活動していくということが将来的に起こっていったらいいなというところで、そのように活動してくださっているところもあります。

新谷委員 では今のところは保護者のいろいろな困りを話し合ったり解決したりするような活動が子育てL a b oなんですね。分かりました。

福島委員 今大体意見が出ましたが、軸の説明というか自分の意見だけですよ。この「別府市教育行政アクションプラン（案）」の（案）を除いて実行していくのですか。今聞いたことがこの中に何も反映されないですよ。

教育政策課参事 このあとこれを元に、毎年行っている知見活用委員会において、外部委員からのチェックを受けるために、もう少し内容を詳しく記述し、点検・評価シートという形で落とし込んでいきますので、その中に今の趣旨等が反映されていく形になります。

福島委員 今3人の委員の方が意見を言いましたが、これには何も反映されないですよ。

教育政策課参事 先程申し上げましたように、毎年点検・評価を受け、見直しをかけてまいりますので、2か年分とうたってはおりますが、当然次の年度のときにはまた見直しをかけて、いただいたご意見の反省等も反映させてまいります。

福島委員 これはもうこれありきになって、今言った意見は何も反映されないんですよ。この（案）が除かれるだけで7年度・8年度のアクションプランはこれです、とやるんでしょう。

教育政策課参事 本日の議決が難しいようであれば、いただいた意見等でまた各課と担当のほうでもう少しこれに反映できないか、いただいた意見を文字としてきちんと位置付けができないか、ということをもう一度練り直して、次回の定例教育委員会でご提示することも可能でございます。

福島委員 そうしてください。そして、今日説明を受けてみて、もっと分かりやすく、登校した生徒に対してはこういうアクションプラン、行きづらさを感じている生徒に対してはこういうアクションプラン、そしてそれとは別に先生方の研修がありますよね。この3つに大まかに分かれているんですね。だから行きづらさを感じている生徒に対してどうあるべきか、ということが具体的に分からないんですよ。おもしろくなくて来ないのか、分からないで来ないのか、友達がいないで来ないのか、先生に抵抗があるから来ないのか。私はいちばんは友達だと思うんですけどね。だから友達を作らせるとか、そういうことが載っていないから、このままの状態では誰一人取り残さないというのが、何となく希薄じゃないかなという感じがするんです。それと、来た生徒に対してはもう少し具体的にやってあげないと、そういう書き方をしないと分かりにくいと思います。それで、もう一回考えてくれませんか。今の意見と私の意見がいいかどうかは別として、皆さんで協議してみてくださいませんか。

教育部長 今いろいろとご意見をいただきましたが、抽象的、具体性が欠ける部分が多かしたらあるのかもしれませんが、その部分につきましては、今いただいた意見をもう一度我々で協議させていただいて、先程教育政策課参

事が申し上げましたとおり、次の教育委員会で報告させていただきます。

福島委員 こちらも説明を受けただけで、思い付きみたいな部分もかなりあると思うし、私も思い付きみたいなことを言いましたが、行きづらさを感じている生徒に対して何をするかということは、アクションプランとしてはもう少し具体的に考えた方がいいと思います。友達を作らせるのがいちばんいいと私は思うのですが、そこはまた皆さんで協議していただだけませんか。

教育部長 では次回またご提案させていただきます。

新谷委員 終わった後ですみません。先程の学校教育課のイノベータ人材育成研修のところですが、私の勤務先の学校でもアプリをいろんな教科でいっぱい使っています。やっぱり使えばいいというものでもないし、金額も高いので、一度ちゃんとどんなアプリがあってどんな効果があるかということを検証しないと、いろんな会社が宣伝に来て、話を聞いたときはいいなと思うのですが、本当にきりが無いほどたくさんあります。だから、これはいいアイデアかもしれませんが、かなり精査しないといけないと思っています。

福島委員 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 45 号は継続審議とすることにご異議ございませんか。

※異議なし

福島委員 ご異議もないようでございますので、議第 45 号は継続審議といたします。

◎ 別府市知見活用委員会委員の委嘱について

福島委員 次に議事日程第 3、議第 46 号 別府市知見活用委員会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課参事 それでは議案の 2 ページをお開きください。議第 46 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
3 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条にございますとおり、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されております。それに伴いまして、今年度の知見活用委員については、立命館アジア太平洋大学言語教育センターの本田明子教授、別府大学教職課程の櫻田裕美子教授、大分大学大学院教育学研究科の山本遼講師の 3 名に、今年度も引き続いてお願いしたいと考えております。5 ページに 3 名の方々の経歴等を載せておりますのでご参照ください。本田明子氏は、大学で留学生に日本語や日本文化を教授していることに加え、多文化共生のまち別府の実現に向け尽力されるなど、別府市をフィールドとした各種活動にも積極的に参画されている方でございます。これまでの

知見活用委員会においては、多様な視点からのご意見に加えて、委員長として大変建設的な議論をリードしていただくなど知見活用委員会の進行と議論の充実に寄与していただいているところでございます。櫻田裕美子氏につきましては、大学で教職に進もうとする学生の指導を行っており、教職課程の教授としての視点から、これからの教育の在り様についてのご意見をいただきました。また、別府市外のご出身という立場から、別府の良さや特色を踏まえて施策を見ていただくことも多く、新たな気付きを与えてもらっているところでございます。山本遼氏は、教職大学院で学校現場の今日的教育課題に対応しうる高度な実践力を持った教員の育成を行っておりまして、その専門性から多くの建設的なご意見をいただいております。加えて、点検・評価の在り方についても、改善に向けた意見交換の機会を何度も私どものほうと持っていただきまして、点検・評価の質的向上に寄与していただいている方でございます。各委員とも、教育及び教育行政への造詣が深いだけでなく、本市の取組への温かい関心と的確な問題提起を忌憚なくしていただける方でございますので、ぜひ、この3名の皆様をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

福島委員 ただいま教育政策課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 46 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

福島委員 ご異議もないようでございますので、議第 46 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立図書館情報システム更新業務プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

福島委員 次に議事日程第4、議第 47 号 別府市立図書館情報システム更新業務プロポーザル審査委員会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育部次長 議案書の6ページをご覧ください、議第 47 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
7ページです。下の段に審査委員会の設置要綱を掲載しておりますが、これにつきましては11月の定例教育委員会で提案をさせていただいて、承認をいただいたものであります。その第3条、組織のところに定めるとおり、外部の有識者3名以上を含む7名以内で組織するというに基づきまして、今回5名の審査委員を選任したいと考えております。まず有識者ですが、1人目は中島誠さんです。大分大学理工学部知能情報システムプログラム教授であります。この方は、大分市の市民図書館が情報システムを更新した際の選定委員を務めていたり、大分県立図書館のシステムを

更新した際の選定委員会のアドバイザーを務められた方で、非常に造詣が深いことから今回お願いをしているものです。それから2人目は佐藤晋之さん。別府大学文学部司書課程講師ですが、この方は、別府市立図書館の協議会委員を務めていただいております。ご専門は図書館情報学、ライブラリーサイエンスといった関係で、適任ということで選任させていただきました。3人目は増本貴光さん、大分県立図書館の郷土資料室長です。この方は、先程申し上げた大分県立図書館がシステムを更新した際の担当課長を務められていた方で、県立図書館のほうで大分のデジタル資料室ですとか、あるいはインターネットを通じた非来館サービスの充実といったところの非常に実務的な知識見識がおりな方なので今回選任させていただきました。あとは市の関係者として矢野部長、そして浜崎真二さんにつきましては、現在別府市総合政策アドバイザーという肩書でありますけども、元市職員で、情報政策課長や情報政策のCEOを務めた専門の職員です。今回のプロポーザル審査委員を務めていただくことを考えております。以上で説明を終わります。

福島委員 ただいま教育部次長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第47号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

福島委員 ご異議もないようでございますので、議第47号は議決することに決定いたしました。

◎ 令和6年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について

福島委員 次に議事日程第5、議第48号 令和6年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは8ページをご覧ください。議第48号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
9ページをご覧ください。別府市奨学生選考委員会規則により、委員会は委員7名をもって組織し、委員は、教育長、教育委員1名、社会福祉団体代表1名、民生委員代表2名、中学校長代表1名及び有識者1名とし、別府市教育委員会が委嘱することとなっております。この規則に基づき、委員をこの7名の方々に委嘱したいと考えております。教育委員1名につきましては、新谷委員ということで提案をさせていただければと考えております。以下はそれぞれの団体の長に依頼してご推薦をいただきました。社会福祉団体代表は別府市社会福祉協議会常務理事の釜堀秀樹様。民生委員代表は民生委員児童委員協議会副会長の後藤正巳様と会計の渡邊津貴子様。中学校長代表として中学校長会副会長の北村俊雄校長。有識者として別府中央ライオンズクラブ代表会長の高野浩子様。以上でございます。な

お、令和6年度の別府市奨学生選考委員会を、昨年同様に令和7年1月定例教育委員会の前に開催したいと考えております。以上7名の委嘱についてご承認をお願いいたします。

福島委員 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 委員の任期ですが、委嘱の日から同日が属する年の12月31日までとなっていますが、これは令和7年ということでしょうか。

学校教育課長 はい。令和7年です。

福島委員 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第48号は原案に対し議決することに異議ございませんか。

※異議なし

福島委員 ご異議もないようでございますので、議第48号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

福島委員 次に報告事項に入ります。報告第13号 教育長による事務の臨時代理について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

教育政策課参事 議案書10ページをお開きください。報告第13号 教育長による事務の臨時代理についてご報告いたします。特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正に同意することについて、臨時に代理したので、規定により報告し、承認を求めるものでございます。教育長に支給する期末手当の支給月数を、令和6年度人事院勧告に準じた国や県の特別職同様0.05月分引き上げる条例改正となります。

議案書12ページをご覧ください。第5条及び第6条が関係部分が該当いたします。人事院勧告は、1年間に期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるという勧告でございます。今までの3.4月から3.45月に改定する内容となります。令和6年6月に既に1.70月分を支給しておりますので、令和6年12月に残りの分の1.75月分を支給し、これで合わせて3.45月分といたします。これが第5条でいっていることとございまして、令和6年12月1日に遡って適用されます。12月1日遡って適用するというのは、附則の第2項にございます。そして、令和7年度からは年間2回の支給時に、それぞれ均等割りをして1.725月分支給いたしますので、年間計3.45月分となります。その内容が第6条になっております。これを令和7年4月1日からの適用といたします。令和7年4月1日適用ということについては附則の第1項に記載しております。報告と説明は以上となります。

福島委員 ただいま教育政策課参事より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（２）

福島委員 次に報告第 14 号 令和 6 年第 4 回市議会定例会について報告します。詳細は事務局から説明いたします。この件につきましては、事前にお配りした別冊資料「令和 6 年第 4 回市議会定例会資料」に教育委員会関連の質問と答弁の内容をまとめております。質問と答弁の中で、特に重要と思われるものを事務局より説明させていただきます。

※ 各担当課長より議案質疑及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

福島委員 ただいま各課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他

【概要】 ※令和 7 年 1 月定例教育委員会の開催日程について、令和 7 年 1 月 28 日（火）11:45 より開催することが決まった。

◎ 閉会

福島委員 以上をもちまして、令和 6 年 12 月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。